

官報

号外 昭和三十一年二月十日

○第二十四回 参議院 會議録 第九号

昭和三十一年二月十日(金曜日)午前十時二十八分開議

議事日程 第九号

昭和三十一年二月十日

午前十時開議

第一 原水爆の実験禁止に関する決議案(小浦彬君外十四名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 砂利採取法案(第二十二回国会衆議院提出) (委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 長谷山行毅君

農林水産委員 高橋進太郎君

予算委員 森崎 隆君

決算委員 近藤 信一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 高橋進太郎君

農林水産委員 長谷山行毅君

予算委員 近藤 信一君

決算委員 森崎 隆君

同日内閣から左の議案を提出した。
鉄道抵当法の一部を改正する法律案
同日内閣から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

賠償等特殊債務処理特別会計法案
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

就学困難な児童のための教科用圖書の給付に対する国の補助に関する法律案
文教委員会に付託

検疫法の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託

同日委員長から提出した左の委員派遣

変更を要求書記載の通り議長は、即日これを承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和三十一年一月二十八日提出し、一月二十八日議長の承認を得た予算審査に資するための委員派遣承認要求書、派遣委員「第四班堀末治、羽生三七」とあるのを「第四班堀末治、近藤信一」に変更したい。

右要求する。

昭和三十一年二月六日
予算委員長 西郷吉之助
参議院議長河井彌八郎

同日議員から左の質問主意書を提出した。

高層建築の隣接建物に及ぼす影響等に関する質問主意書(千田正君提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十年年度特別会計予算補正(特第3号)

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

昭和三十年年度特別会計予算補正(特第3号)

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

水産庁次長 岡井 正男君

公安調査庁次長 高橋 一郎君

人事院事務総局長 丸尾 毅君

宮内庁次長 瓜生 順良君

防衛庁次長 増原 惠吉君

同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁次長岡井正男君外四名(前掲の議長承認のとおり)を同日付をもって第二十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る七日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

同日議長は左の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

鉄道抵当法の一部を改正する法律案

去る六日議員から左の質問主意書を提出した。

御母衣ダム建設に関する質問主意書(木村福八郎君提出)

去る七日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員青山正一君提出旋網漁業政策に関する質問に対する答弁書
一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 泉山 三六君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 木村福太郎君

同日議員から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)

去る七日商工委員長から提出した左の实地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は一昨八日これを承認した。

委員派遣承認要求書
一、目的 貿易振興、産業基盤強化及び中小企業対策のため、本委員会に付託を予定される機械工業振興法案、工業地域における工業用水の確保に関する法律案、繊維工業設備臨時措置法案、百貨店法案及び下請代金等支払促進法案等に関し、実情を調査し、委員会の審査に資する。

一、派遣委員
第一班 高橋 衛 深水 六郎
藤田 進

第二班 三輪 貞治 海野 三朗
上林 忠次

一、派遣地
第一班 大阪府、兵庫県

昭和三十一年二月十日 参議院會議録第九号 質問主意書及び答弁書

第二班 福岡県

一、期間

第一班 二月十三日から二月十六日まで四日間
第二班 二月十三日から二月十七日まで五日間

一、費用 概算 五四、〇〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和三十一年二月七日

参議院議長 河井彌八郎

参議院議員 三輪 貞治

一昨八日左の質問主意書を内閣に転送した。

高層建築の隣接建物に及ぼす影響等に関する質問主意書(千田正君提出)

昨九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

堀木 謙三君

文教委員

田中 啓一君

社会労働委員

佐藤清一郎君

地方行政委員

田中 啓一君

同

佐藤清一郎君

文教委員

堀木 謙三君

社会労働委員

高橋進太郎君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

大蔵委員会

理事 岡 三郎君(岡三郎君の補欠)

文教委員会

理事 湯山 勇君(湯山勇君の補欠)

同日議員小龍彬君外十四名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

原水爆の実験禁止に関する決議案

同日内閣から左の議案を提出した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

道路整備特別措置法案

日本道路公団法案

入場競争税法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)

同日委員長から左の報告書を提出した。

砂利採取法案修正議決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

御母衣ダム建設に関する質問主意書(木村福八郎君提出)

旋網漁業政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年一月三十日

青山 正一

参議院議長 河井彌八郎

旋網漁業政策に関する質問主意書

旋網漁業は、わが国の近海漁業中、重要な地位を占めるものである。操業の漁船約二千隻、年間の漁獲高二億貫内外と称せられており、これが消長は独り関係業者のみではなく、種々な方面に大きな影響を与えるであろうことは論を待たないものである。近年本漁業の主要漁獲物たるイワシの不漁甚だしいため、漁業者の窮状まことに懸視し難いのである。関係者は、これが挽回に必死に努力しつつありとはいへ、政府の強力適切な指導助成なくしては、目的達成は殆ど不可能であることを指摘強調せざるを得ないのである。政府においては、本漁業に関して如何なる施策が用意せられてゐるか。この際、左記各項につき、具体的な見解を明示せられたい。

一、旋網漁業の調整、転換

(一) 大海区制の問題

北部太平洋海区では、主要漁獲物たるイワシの不漁により致

命的打撃を受け、僅かに鮪鯉につき、最近一部業者が成果を挙げるに至つたといへ、未だその経営安定の域に至らず、しかも、その操業区域は本海区中の局限された海域に止まり且つ飽和状態にあるのであるから、本海区を拡大せられ、多数の入会操業を許可するが如きこととなつては、本漁業の経営を根本的に破壊せしむることは必至である。よつて鮪鯉資源の科学的研究が大に進み、将来への見通しにつき確信を得るに至るまでは、大海区制を採用せられることには強く反対するものである。

(二) 隣接海区との調整

現行海区制の下でも、隣接海区との調整を図ることはもとより必要であり、例えば、昨年行われた北部太平洋海区と静岡海区との間に行われた調整は甚だ有益であつたので、次の条件を考慮しながら、調整すべきであると考えるのである。

(1) 相互の入会操業を、一応、二十統程度とするも、事情の許す限りにおいて増加を妨げないこと。

(2) 操業期間は、相互同一とし、四月中旬より九月中旬までとする。

(三) 大型船漁業の転入抑制

特定の海区に転入操業の恐れある大型船漁業の許可又は企業認可については、当該海区協議会の同意を要するものとせられたい。試験操業として、海区制を無視して大臣許可となつてゐるものがあるが、その操業の成果から見ても、本漁業調整の根本理念から見ても、甚だ首肯し難い。又、資本金社等に対して、超大型の旋網漁業が許可せられてゐるが、現存の海区内の漁業と競合せざるよう明確な限界を示す措置を採られたい。

(四) 北洋への転換措置

イワシの不漁による旋網漁業の窮情打開策として、漁業手形の利用による沖合鮪鯉漁獲への転換措置が講ぜられたといへ、これは限られたものだけに止まり、大多数のものはその恩恵に浴し得ないので、昨年度からは更に遠洋延縄への転換が促進せられるに至つた次第である。これらの措置をもつてしても、旋網漁業の局面に大きな展開が見られないので、この際、北洋鮪鯉漁業の出漁船の選定にあたり、地域的にも、操業経験、その他の人的関係から見ても、寧ろ密接な関係にある北部太平洋海区の旋網漁船の、この方面への

転換措置につき考慮せられんことを望む。

二、イワシの不漁対策

イワシは、わが国漁獲物中で、国民大衆の生活に關係が深い食品として、又漁獲そのものが全国漁村の普遍である關係からも、近年におけるこれが壊滅的不漁は、極めて重大な問題であるが、既に不漁の原因については、各方面における科学的研究も大に進み、今や何等かの対策をたてられる段階にありと信ずるのであるが、未だ施設の見るべきものがないことは甚だ遺憾である。速かに適切な施策を講ぜられたい。

三、漁群探検飛行の実施

旋網漁業者は、昭和二十九年九月、同三十年の五月及び九月の三回にわたり、北部太平洋海区の鮪鰹漁場につき、魚群探検飛行を実施した結果、短時間に広大な海域を一巡探検して能く魚群の移動分布等の状況を的確に把握し得ることを明らかにしたのであるが、これを組織的に実施して、広く業者を指導するが如きは相当の経費を要する事業であり、到底関係業者の負担に堪え得るところがないので、政府において適當の施設あらんことを切望するものである。

四、旋網漁業に関する金融施設の改善

(一) 融資のワクの拡大

農林漁業金融公庫は、折角旋網漁業の漁船建造並びに合成纖維漁網の借入に融資の途が開かれたとはいへ、融資希望者殺到して数千件にも上り、結局、大多数の業者は、融資が得られない実情である。依つて、新年度よりは、(1)漁船建造に対する融資のワクを大幅に拡げられ、大型化転換に限らず、融資せられたいこと(2)合成纖維漁網購入の場合の融資は、組合自営の場合に勿論、個人対象のワクをも拡げること(3)担保物件は、融資対象物件に限定せられ、組合より販賣の場合の融資手続、融資条件を簡便にせられたい。

(二) 漁業信用基金協会の運営改善

旋網漁業者は、漁業信用基金協会が、中小漁業の金融に関して光明を与えるものとして多大の期待を寄せ、窮乏の中から敢て進んで参加したのであるが、その運営の実情には甚だ不滿なものがある。この際、次の如き措置を採られんことを望むのである。

(1) 運転資金七、設備資金三の比率となつてゐるのを改め、設備資金のワクを拡げること。

(2) 保険料率を含む保証料率を引下げることに、保証委任による金融機関の正常な危険軽減率についての金利引下げと、一般市場金利の動勢に見合うよう、融資金利を引下げることに。

(3) 物件担保を専一とせず、事業と人物とを主眼とする場合本来の趣旨による取扱を勵行せられたいこと。

五、漁船保険の改善

(一) 漁船損害補償法の改正

漁船保険制度は、屢々改正せられたにもかかわらずこれを利用するものの局限せられてゐる現情に鑑み、次の点につき漁船損害補償法の改正を望むのである。

(1) 地区内の漁船所有者は、協同組合員たるを否とを問わず、全船加入の義務制を改め、組合員所有のものに限り付保義務を適用すること。

(2) 業務別組合については、地区組合と同様に取扱うこと。

(3) 普通保険期間は、一カ年を原則とするも、三四カ月のものを認めること。

(四) 漁具分損保険の実施

現行制度では、漁具保険は、全損の場合に限られてゐるが、旋網漁業の実態を見るに、漁具を二隻の漁船に分散する両手捲の操業である關係上、全損の場合には寧ろ例外であると考えられるのであるから、分損取扱を認められたい。

六、魚価の安定対策

(一) 魚価の安定についての基本的対策

資本的漁業経営の場合は兎に角、中小漁業にあつては、不漁に悩まれながら、豊漁には魚価の暴落により所謂大漁貧乏の奇現象に苦められてゐる現情は、これを放任して置けば漁村を益々窮乏に逐ひ込むことはあまりに明白である。特に、北洋のサケ、マス、カニの如きは、豊漁に恵まれながら、経営が堅実に進められてゐるのは、もとより種々な事情によるとはいへ、この根本において、魚価が比較的に安定してゐることにあること疑を容れないところである。

(二) 旋網漁業を始め中小漁業の振興を図るためには、魚価の安定につき、基本的施策が確立せられ

(三) 夏鮭の価格対策

旋網漁業を始め、定置漁業により、春夏の交、多獲される黒鮭については、未だ適當の保蔵処理の方法が見出されな

七、漁業課税方法の改善

現行の税制においては、契動所得の申告、漁網の減損率による償却等の制度が設けられ、漁業の特殊性は考慮せられてゐるけれども、なお、(1)不漁並びに災害対策準備金制度を設けること(2)漁業用設備財産の償却年数の適正化などにより豊凶常なき漁業の実情に適應した伸縮性と柔軟性ある課税方法が確立せられることを切望するのである。

八、昭和三十年十二月の暴風災害の復旧並びに救済措置

客年十二月二十五、六、七の三日間、関東北沿岸一帯を襲つた暴風浪は、この被害甚だしく、漁船の転覆破滅、各種漁業設備の流失、漁港、船溜等の崩壊などの外、多数の人命が喪われたのである。しかも関係漁村は、既に漁況の不振、魚価の暴落等で窮状にあ

つたために惨状更に甚だしいものがあり、政府は速かに復旧並びに救済に關して適切な措置を採られたいのである。

内閣参質第二号

昭和三十一年二月七日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

参議院議長 河井彌八郎

参議院議員 青山正一君提出旋網漁業政策に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 青山正一君提出の旋網漁業政策に關する質問に対する答弁書

一、旋網漁業の調整、転換

(一) 大海区制の問題

現行まき網漁業取締規則(昭和二十七年三月十四日)による北

林省令第八号)による北

部太平洋海区の適用範圍を拡大する措置については、当該海区の現状より考へて、当分の間現状のままでよいと思料する。

(二) 隣接海区との調整

隣接海区の入会調整は、漁場の大小、資源量の多寡、漁期の長短等のほかに、他種漁業との直接及び間接の競合度を充分考慮し、検討の上調整すべきであると思料する。

(三) 大型船漁業の転入抑制
特定海区内の同種漁業間及び旋網漁業と他種漁業間の調整を考慮して、極力競合摩擦の生じないよう従来とも措置している。

(四) 北洋への転換措置

昭和三十一年度北洋出漁の鮭鱈独航船については、旧臘十二月七日発表の許可方針の通り沿岸漁業の資源保持及び過剰採集力緩和等の理由に基いて中型機船底曳網漁船及び大臣許可鮭鱈流網漁船から選定することとし、現在その出漁準備を整えつつあるが、今後についてはこれら漁業の推移を検討の上独航船の選定を行うことと致したい。

(五) イワシの不漁対策

イワシの不漁対策については、資源に關して、従来より鋭意調査研究を進め、本漁業の主目的の一つである大羽イワシについては、海況の変異が重要な影響を有することが判つてきた次第であるが、更に充分科学的研究を進めた上措置したい。

(六) 魚群探検飛行の実施

魚群探検飛行が本漁業の操業に益する処大なるものがあるので、この種事業の育成については充分研究したい。

四、旋網漁業に關する金融施設の改善

(一) 融資のワクの拡大

(1) まき網漁業の漁船建造についての農林漁業金融公庫の融資については、全般的な漁業調整ならびに漁業転換の問題をも充分勘案の上考慮する。

(2) 合成纖維漁網の個人融資については、公庫資金枠の確保を図るとともに、あわせて漁業信用保証制度の活用を図る。

(3) 公庫融資は、一般的に担保力の低い中小漁業者に対する設備資金の融通を目的とするものであるから、担保物件を融資対象物件に限定することは、原則として妥当であるが、対象物件のみでは担保価値に乏しい場合もあるので別箇に担保を徵求する等の措置も場合によつてはやむを得ないと考える。組合より転貸の場合の融資手続の簡素化及び融資条件の緩和については、検討の上措置いたしたい。

(二) 漁業信用基金協会の運営改善

(1) 設備資金枠の拡大については、実情に応じ個別的に処理したい。

(2) 保険料を含む保証料の引下げについては保証の進捗状況

及び保険事故率の低い減状況を充分勘案の上措置したい。

(3) この保証保険制度は、担保力の不足な中小漁業者の金融促進を目的としているので原則としては事業と人物を主眼として保証決定をするよう指導している。ただし、場合によつては債権保全のため物的担保を徵求するもやむを得ないと考える。

五、漁船保険の改善

(1) 及び(2)義務加入制度は、国が漁船所有者に義務を課し、またそれに伴うて国庫負担金を受ける権利を設定する制度であるから、設立、解散又は加入、脱退が自由な漁業協同組合をこの制度の基礎とするところは制度の趣旨に照して適当でないと思われる。従つて現行義務制度を改めて地区又は業種別の協同組合の組合員のみを対象とする義務付保制度を実施することは困難である。

(3) 一年未満の保険期間による普通損害保険を実施することは困難であるが、現に実施している長期休漁陸揚期間のある漁船についての保険料の調整等につき、更に検討をしたい。

(四) 漁具について分損填補を実施することは技術的見地からなお研究を要するが、両手巻等の場合における全損保険料率についてはこれを引き下げるよう検討したい。

六、魚価の安定対策

(一) 及び(二) 魚価の安定対策としては、さし当り出荷の調整、輸送手段の増強及び冷蔵庫施設の利用を更に推進したいが、消費拡大対策、流通改善対策については、新冷凍食品普及等については、新冷凍食品普及等については、更に充分検討したい。

七、漁業課税方法の改善

漁業の不漁並びに災害対策準備金制度については、他産業との関連もあるので充分研究の上検討することにした。

漁業用財産の耐用年数の適正化については、実態を充分調査研究の上措置したい。

八、昭和三十年十二月の暴風災害の復旧並びに救済措置

昭和三十年十二月の暴風災害の復旧対策については、漁港については、関係法規に基く復旧事業

費の国庫補助、漁船その他の施設については農林漁業金融公庫からの融資をこの災害に適用する措置を講ずるよう準備しており、漁具の購入、その他漁業経営に必要な資金については「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の本災害へ適用する施行令を二月七日から施行することになっている。

○議長(河井彌八君) これより本日の会談を閉じます。

この際、報告をいたしてお諮りをいたしたいことがございます。議長は、昨年十二月二十九日、英国上院議長キルミューア氏並びに下院議長ウイリアム・エス・モリソン氏から、日本国会両院議員八名よりなる派遣団が、本年の二月二十七日ロンドンに到着し、英国議会の賓客として三月七日まで滞在せられるより取り計らわれた旨の招請状を受領いたしました。よって衆議院議長と協議の結果、去る一月十六日、この招請を受諾する旨回答いたしました。

つきましては、本院からは英国議会に議員三名を派遣することといたし、その人選は議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。議長は、派遣議員に中川以良

君、江田三郎君、加賀山之雄君を指名いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第一、原水爆の実験禁止に関する決議案(小瀧彬君外十四名発議)

本案は、発議者から委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よって本案を議題といたします。まず発議者の趣旨説明を求めます。

小瀧彬君。

原水爆の実験禁止に関する決議案

右の議案を決議する。

昭和三十一年二月九日

発議者

小瀧 彬 寺尾 豊

藤野 繁雄 佐多 忠隆

岡田 宗司 加藤シヅエ

山川 良一 鶴見 祐輔

横川 信夫 黒川 武雄

石井 桂 宮田 重文

高野 一夫 佐藤 尙武

石黒 忠篤

参議院議長河井彌八君

原水爆の実験禁止に関する決議案

本院は、さきに「原子力国際管理

並びに原子兵器禁止に関する決議」を行つたが、近時原子兵器の問題は国際間の重要案件となり、米、英、ソ等をはじめ、各国それぞれその取扱いに苦慮しているものの、一昨年のビキニにおける米国の水爆実験につづいて、最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、更にまた今春は米英両国によつて大規模の実験が行われると伝えられる。

結局は人類の破壊を招来する原水爆の製造及び使用禁止はわれわれの強く熱望するところであるが、国際間に有効な措置が確立されるまでの間、その実験禁止に關して、国際連合並びに關係各國が、すみやかに有効、適切な措置をとることを要請する。

右決議する。

〔小瀧彬君登壇、拍手〕
○小瀧彬君 私は提案者を代表いたします。まして、提案の趣旨説明をいたします前に、まず決議案を朗読いたしたいと思います。

原水爆の実験禁止に関する決議案
本院は、さきに「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」を行つたが、近時原子兵器の問題は国際間の重要案件となり、米、英、ソ等をはじめ、各国それぞれその取扱いに苦慮しているものの、一昨年のビキニにおける米国の水爆実験に

つづいて、最近ソ連においても強力な水爆実験が行われ、更にまた今春は米英両国によつて大規模の実験が行われると伝えられる。

結局は人類の破壊を招来する原水爆の製造及び使用禁止はわれわれの強く熱望するところであるが、国際間に有効な措置が確立されるまでの間、その実験禁止に關して、国際連合並びに關係各國が、すみやかに有効、適切な措置をとることを要請する。

右決議する。

この案文にも述べられております通り、本院は一昨昭和二十九年四月五日、「原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議」を満場一致可決したものであります。しこうして、その決議は、政府を通じてさつそく国連事務総長に伝達せられ、国連事務総長は、軍縮委員会關係の文書として、直ちにこれを各加盟各國代表に配付いたしましたのであります。しかるにその後、国連における本問題の審議はまことに遺憾ながら何らの進捗を見ず、問題の解決はなお遠慮しの感なきを得ない次第であります。もちろんわれわれは、国連において、その創設以来、原子兵器の禁止と原子力の国際管理について非常に熱心な論議が戦わされ、關係各國が多額の努力を払つてきたところの事実とその熱意とを否定するものではございませんし、また原子力の平和的利用に関する国際協力に国連が相當の功績をおさめつつある事実には少なからざる敬意を表するものであります。が、しかし不幸にして東西陣営相互間の不信と疑惑と、そしてまた原水爆禁止の具体的方法についての意見の相違とは、この問題解決を今日もなお不可能ならしめておる次第でありまして、われわれ身をもつて原水爆の惨害を体験してきた日本人にとっては、これこそ最も大なる国際的痛恨事であると言わなければならないのであります。

従つて、われわれは世界における原子兵器禁止運動のチャンピオンとして、絶えず国際的世論に訴へて、人類の幸福と繁榮のため、目的貫徹に邁進すべき権利と責任との存することを痛感するものであります。

しかししてこの権利を行使し、責任を遂行するためには、われわれは今後といえども反復をいとわず、機会あるごとに原子力の国際管理や原水爆の製造、使用の禁止などのこの根本的問題の解決を提唱すべきであることはもちろんであります。

しかし最近この根本問題が未解決である結果といたしまして、關係各國が原水爆の製造競争に乗り出し、これに没頭いたしました。きわめて大規模な、かつきわめて強力な原水爆の実験を繰り返す傾向を生じておることは、同僚議員諸君もよく御承知の通りで

ございます。そのために世界の人心は、今や極度の恐怖感に襲われ、しかもわれわれの同胞がビキニで、すでに体験いたしましたごとく、ときに多数の人々が不慮の危害をこうむるおそれも少なくない実情でありますので、われわれはこの際、特に政府をして原水爆の実験禁止を国連並びに関係各国に対して、強く厳粛に要請せしめんとする次第であります。

もつともこの実験禁止の要請に對しましては、あるいは問題の本末を転倒した誤った考え方に基くものとして、理論的な反駁を加える向きもあろうかと存じます。現に一昨年ビキニでの水爆実験後間もなくこの種実験の即時停止が国連の信託統治理事会における討議の対象となりました際、原子兵器の禁止が有効に実行せられぬ限り、国際平和と安全のため、原子兵器の実験は必要欠くべからざるものであるという議論が大勢を占め、実験の合法性が承認せられましたし、さらに昨年の国連第十回総会において、その第一委員会に、インド代表が提案いたしました原水爆実験停止決議案もまた同様の理由によって否決し去られた経緯があるのであります。

また法律論はしばらくおき、実際問題としてこれを取り上げる人々の中には、かりに実験禁止が形式上国際的合意として成立した場合においても、これを忠実に実行することを果して各国

に期待することができるとか、果して鉄のカテンに深く閉ざされた秘密国家が、国際監視機関もなしにこれを実行するであらうかどうか、また言論と報道の自由を認めるいわばガラス張りの自由主義国家だけが、結局この禁止協定の犠牲になるおそれはないだらうかどうか、さらにまた賛成か反対かと呼ぶ者ありあとで結論を言うから聞いて下さい。さらにまた、自由民主国家群との協力によって国家の安全を維持し、国際平和に貢献しようとする日本にとっては、このような実験禁止は、かえって自国の防衛と国際的立場を弱体化するおそろしい結果をもたらすものではなからうかといったような懸念も潜在していたのであるであります。

なお、技術的見地に立つ人たちの中には、原水爆の使用禁止が実現せぬ限り、むしろ実験を行うことによって原水爆の人類に対する被害を食い止める方策を探索し得る利点のあることを強調する向きもあるようであります。

私はこれらの議論が、全然一顧の価値だになき机上の空論であると即断するものでももちろんございませんが、しかしもし関係各国にあくまで実験禁止の効果的措置を講じようとする固い決意さえあるならば、必ず、今例として申し上げたような実験禁止に伴う不均衡や不合理や危険などが、りっぱに除去し得られるであらうと私は確信するものであります。

また実験禁止といったような部分的な措置を一つ一つ築き上げていくことによって、漸次原水爆使用禁止の最終的段階に到達するといふこのいき方も、必ずしも一がいに本末転倒のいき方として排除すべきものではない、いな、これも確かに目的達成の一つの便法であると信ずるものであります。インドのネル首相も、インドネシアのサストロアミジョヨ首相も、早くからこの実験中止を提唱してきたのであります。が、英国においても、昨年十一月、下院においてイーデン首相は、実験禁止についてソ連側と会談する用意のある旨を明らかにしておられますし、また過般ワシントンで行われた米英首脳者会議でも、この問題について話し合いが行われたとの報道もございまして、われわれはこの際、原水爆の存在とその暴威をのろろ日本国民の押えがたい国民感情を繰り込んだこの決議案の趣旨を、あまねく世界に唱道いたしたいのであります。ことに昨年ソ連で無警告のまま行われました大規模の水爆実験に引き続いて、近く米國が行おうとしておる同種の実験は、再び太平洋地域がその実験場となることのようにありますし、英國もまた太平洋方面で同様の実験を行う様子でありますので、太平洋の水に直接接洗われる日本の国民といたしましては、苦い過去の経験にもかんがみて、とうていこれを座視するに忍びないのは

当然でございます。これが本決議案を本日緊急上程いたしました一半の重要な理由でもある次第でございます。私は以上簡単に趣旨説明をいたしたのであります。どうかこの決議案は満場一致可決せられますように、同僚議員諸君に強く要望をいたしますと同時に、国連及び関係各国が、この切々たる日本国民の訴えを真剣に傾聴して、せめて原水爆実験だけでも直ちにこれを禁止するよう有効適切な措置を一日も早く実施せんことを、諸君とともに衷心よりお願いいたします。私の趣旨説明を終る次第でございます。(拍手)

力と、かつまたその影響力の強大さに驚くのであります。世界史上初めてこの原爆の洗礼を受けた日本国民は、さらに一昨年のビキニにおける水爆の実験に際しまして、その放射能によって多くの漁民が傷つき、また日本の水産業も一時的にせよ、相当の打撃をこうむったのであります。この水爆についても、日本国民が史上最初の被災者となつていたのであります。その後ソ連においても強力な原水爆の実験が行われ、また今春には米英両国とも大規模な実験が、しかも太平洋水域において行われるとも伝えられております。これら原水爆の威力は、広島、長崎に投下された当時のそれに比較して數百倍に及び、また近く二千數百倍の威力を持つであらうと言われております。戦争のために使用されるあらゆる兵器は、相手を倒し、みずからの勝利をもたらすために発明されたり使用されたりするものであります。ところが原水爆は、どういふ作用をもたらずでありましょうか。これを使用する国は、勝利を得られるでありましょうか。相手の国の人民だけを倒し、自国の人民だけが安全であり得るでありましょうか。核兵器の発明が一国だけの独占にゆだねられている場合には、そういうこともあるかもしれません。しかしこの兵器を、今やアメリカもソ連も英國も持ち、あるいはその他の国も持とうとしております。もはや一國の

○議長(河井彌八君) 本案に對し、討論の通告がございまして、順次発言を許します。羽生三七君

「羽生三七君登壇、拍手」

○羽生三七君 私は日本社会党を代表して、ただいま上程された原水爆実験禁止に関する決議案に賛成いたします。

かつての太平洋戦争で、わが日本は、史上初めて原爆を広島、長崎に投下され、何十万人の犠牲者を出し、これが戦争終結の直接的契機となつたのであります。それから十年余を経過した今日、なおまた、当時の原爆被災者中の生存者が數多く病床にあり、さらにまた、その中には、今日、死の道をたどっている犠牲者もあることを知るにつけ、この核兵器の恐るべき殺戮

秘密独占兵器たる時代は過ぎ去りました。そうである限り、いずれかの国が使用すれば、相手の国も当然報復的に爆撃を行うでしょう。そしてこれを使用する双方の国民は、みづから作り出した水爆の中にみづからの死を見なければならぬという矛盾した運命に陥ることになります。従って水爆を持つ戦争には勝つ者も負ける者もない。そして、それは、もう一度どこかの山の中に疎開をしようとか、他人は死んでも自分だけは助かるであろうという性質のものでなくなるでしょう。ただあるものは、人類の破壊と文明の死滅だけということができると思っています。

現に一昨八日の記者会見で、アイゼンハワー大統領も誘導弾の問題に言及して、「このような兵器を使用している争いは、もはや戦争ではなく、民族の自殺となるであろう」と言っておりま

す。次の戦争の意味するものは、およそこのような性質のものでありましよう。さればこそ、このような大量殺戮兵器の製造、使用、実験の禁止は、世界の多くの国民の心からの熱望となっておりま

らず、国際連合も関係各国も、これが禁止について明確な措置をとり得る段階に達しないことは、まことに遺憾しくござります。

周知のように、昨年四月はバンドンで、七月にはジュネーヴで巨頭会議が開かれましたが、この会議の精神を、ジュネーヴ精神、あるいはバンドン精神と呼んでおります。ジュネーヴ精神とは、水爆戦争は自殺行為に過ぎないこと、軍事力はもはや唯一の力たり得ないこと、すなわち冷戦十年の国際政治の基調となってきた力の政策の破綻を認め合ったものにはかなりません。

また同時に、力の競争は水爆によって最後の限界にきたことを認め合ったものとも言えます。これがいわゆるジュネーヴ精神の背景でございましょう。またバンドン精神も、反植民地主義という太い別の柱が打ち立てられているものの、結局のところ、次の戦争を人間生活の終りと見るという点でジュネーヴ精神に共通するものであったと信じます。その後ジュネーヴ精神は冷却したとか、あるいは水爆実験禁止は適当でないとか、さらにまた、この原水爆こそが逆に戦争防止に役立っているというような議論もあります。しかしこの危険なまわりの兵器製造競争、そのバランスの中に戦争防止の意義を認めるといふ考え方は、少くとも人類の良識とはいふのであります。

(拍手) 現実には、時にそのような印象を与えることがあるかもしれません。しかし、この危ない兵器をコントロールできないような事態が発生したとき、あるいは双方のバランスが破れたそのときは、先にも申し述べましたように、文明の死滅となるのであります。われわれは世界の国々が、軍備縮小の第一歩として、まずこの原水爆の製造及び使用の禁止を実現することを強く熱望するのであります。このことに関し有効適切な措置が確立するまでの間、とりあえず、まず実験禁止を行うことはきわめて妥当な要望であらうと確信をいたします。

しかも、この人類の希望を世界に表明するに当って、わが日本は、過去において原水爆史上最初の被災者であり、また今後実験の場合にも、その地理的条件から最も被害を受けやすい立場に置かれており、さらにまた、日本国憲法の条章からも、強くこれを世界に訴え得る立場にもありますので、この決議案はきわめて意義深いものと信じます。また政府も、この決議案が成立した場合には、国際連合及び関係各国に對し、日本の国会の議決を伝達して、熱意ある態度をもって進むことを希望いたします。

われわれは、原子力が人類殺戮の役割から、その平和的利用を通じて、人類の福祉に貢献するよう、いや、人類の福祉にのみ役立つような日のすみやかなる到来を念願しつつ、本決議案

に対する社会党を代表しての私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 梶原茂嘉君。

〔梶原茂嘉君登壇、拍手〕

○梶原茂嘉君 私は緑風会を代表いたしまして、ただいま上程されております原水爆の実験禁止に関する決議案に賛成の討論を試みるものであります。

わが国は原爆によりする被害を受けたただ一つの国であります。さらにまた、水爆の実験による脅威を受け、被害を受けた唯一の国であります。

従って、原水爆を保有する国に對し、さらにまた原水爆の実験を試みんとする国に對し、さらにまた広く世界に向って原水爆に關して常に正しく発言し得る権利を有するのであります。と同時にまた、発言をすべき責任をなすものと信ずるのであります。

一昨年の四月、ビキニ環礁におきまして、アメリカの水爆実験に關連して、われわれは、原子力の国際管理並びに原子兵器の禁止に關する決議を行なったのであります。當時は諸般の情勢によつて、原子兵器の実験については、それに伴います被害の防止について言及したにとどまつて、実験の中止、禁止そのものには触れなかつたのであります。自來今日まで約二年、その間原水爆をめぐる世界の様相は、われわれの行いました決議の趣旨に必

ずしも沿わずに、むしろ漸次深刻の度を加えつつありますことは、遺憾ながら否定し得ない事実であります。かかる情勢のもとにおいて、わが国は昨年の四月、バンドンにおきますアジアカ・アフリカ會議において、率先して原水爆の禁止に關する決議を提案したのであります。また、アジアカ・アフリカを通じます二十八の独立国とともに、原水爆の実験の禁止についても、すでに決議を行なつて世界に訴えたのであります。ただいま上程されております本決議案は、ひとりわが国の立場からの主張、要請ではないのであります。アジアカ・アフリカを通じて、共

同の決意の表明であることを私は指摘いたしたいと思つております。

今日、原水爆の兵器としての性格は、單に戦争當事國のみにその対象を限定することはできないのであります。全人類をその対象とする性格に漸次変貌しつつありますことは、疑いをいれないところであります。従つて原水爆を保有いたしております国は、その意味において、その範圍においては、全人類の運命に關係を持つと言わざるを得ないのであります。従つて、原水爆に關します実験といえども、もはやその国のみのほしきままなる行動にこれを許すわけには参らないと私は思つております。本決議案におきまして、国連以外に、英、米、ソ

連等、原水爆の実験を行い、または行わんとする国を対象として、直接それらの国の善処を要請せんとしております。このことは、私は正しいことであり、意味のあることと信ずるのであります。原水爆に関する実験は、もはや実験それ自体で、すでに人類に対する脅威であります。実験より生じ得るあらゆる災厄に対しては、あらかじめ現在の科学をもつてしてこれを予知し、これを防除することはできないのであります。実験それ自体、ある意味においては原子兵器の使用と相通するものがあるようにも感ぜられるのであります。

昨年七月、ジュネーヴにおきまして四巨頭の会議を初めとして、世界の緊張緩和に關して、あるいは安全保障、あるいは軍備縮小等、各問題が種々の角度から、熱心に検討され、論議され、施策され、また努力が傾倒されておるのでありますけれども、しかしながら将来にわたつて世界の冷戦が緩和して、世界の緊張が緩和したという何らの証左が、現在残念ながらまだこれをつかむことができないのであります。しかもこの間、原水爆の保有自体が戦争を回避する役割を果たすものであるという見解も行われております。また実力を背景としてぎりぎりの瀬戸際まで事態を持っていくなこと自体が戦争を回避する道であるとの見解も行われておるのであります。私は今こ

で、これらの見解を批判するつもりはありません。今日まで、あるいはこれらの所論の通りであつたかも知れません。しかしながら決してこのことは、明日の平和を保障するものではないと私は思うのであります。人類を破壊せしめる原水爆が戦争を回避する最大の力であると、これに依存しなければならぬとするほど、おそろべき考へ方は私はないと思ふのであります。しかもかかる考へ方のもとに、漸次規模を拡大しながら原水爆の実験が行われ、また近く行われんとしておるのであります。かかる実験は、実験それ自体において、私は人類とその文明に対して、極めて大なる脅威を与えるものであると信じます。しかも人類の運命にかかるそれらの実験が、われわれの目を離れて秘密のうちに進行せんとしているものであります。私はかかる実験は、実験そのものがすでに人類に対する償い得ざる犯罪とさえ感ぜられるのであります。人間の理知は、兵器を制御し、兵器を支配し得ることはもちろんであります。しかしながら兵器の質なり量なり、ある限度以上になりますと、兵器自体が人間の理性を支配し、コントロールするといふことがあり得ることを私はひそかに憂慮するものであります。いかなる平和の論が盛んに行われましても、いかに平和確保に關する施策が具体化したしましても、原水爆の実験が別途行われる限り

においては、また原水爆が製造され、それが保有されておりまする限りにおいては、私は決して世界の緊張の緩和はあり得ないと思ひます。世界平和の確保の第一歩は、何としても原水爆の実験の中止に初めてその真実の第一歩があり得ると信ずるものであります。これなくしては私は世界の緊張の緩和、世界の平和の確保はあり得ないと信ずるのであります。かかる観点から、私は録風会を代表いたしまして、この決議案に全幅の賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に対し、鳩山内閣総理大臣から発言を求められました。鳩山内閣総理大臣。

(國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの御決議に對しまして、政府の所信を一言申し上げたいと思ひます。

政府といたしましては、原水爆の実験禁止に關する國際的措置がすみやかに実現をいたし、この種実験が中止さ

れるに至るよう、かねてから熱望をいたしてゐるのであります。ただいまの御決議の趣旨を体しまして、今後さらにこれに努力をいたすことをここに御誓ひいたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第二、砂利採取法案(第二十二回国会衆議院提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。商工委員会理事河野謙三君。

審査報告書

砂利採取法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年二月九日

商工委員長 三輪 貞治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

阿具根 登 白川 一雄
中川 以良 上條 愛一
深水 六郎 西川彌平治
上林 忠次 海野 三朗
高橋 衛 藤田 進
河野 謙三

第一条中「砂利の採取の事業」を「砂利採取業」に改め、「経営の基礎を確立する」を「発達に資する」に改める。

第四条中「この条、」の下に「第五条、」を加える。

第五条の見出しを「(作業主任者)」に改め、同条中「採取管理者を選任」を「砂利採取作業主任者(以下「作業主任者」という。)を選任」に、「採取管理者となる」を「作業主任者となる」に改める。

第六条から第八条までの規定中「採取管理者」を「作業主任者」に改める。

第十一条を次のように改める。

(砂利採取の許可等の方針)

第十一条 河川法その他の法令(各例及び規則を含む。)の規定に基き砂利の採取若しくは私下の許可をし、又は許可の取消若しくはその効力の停止若しくはその条件の変更をするに當つては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮してこれをするものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、第二十二回国会に衆議院より提出されてから引続き審査を行つたのであるが、その内容は、砂利採取事業の健全な経営を確保するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与する

ことを目的とし、(一)河川法等の法令に基く砂利の採取の許可をする際には業者の経営の立場を考慮すべきこと、(二)砂利採取作業の直接監督者として採取管理者を選任すべきものとしたこと、(三)河川以外の土地における砂利採取については、採石権の設定を認めるとともに通商産業局長が公益保護のために必要な措置を命ずることができるようにしたこと等を規定したものである。

本委員会においては、慎重に審査した結果次の諸点を修正した。即ち、(一)本法案の目的中「経営の基礎を確立する」を「発達に資する」に改め、(二)「採取管理者」を「作業主任者」と名称を改め、(三)砂利採取の許可等の処分に関して所要の修正を加えた。

なお、別紙の通り附帯決議をした。

二、費用

附帯決議

砂利採取法の施行に当り、政府は、次の諸点に留意し、万全の措置を講じなければならない。

- 一、砂利の採取許可が一種の利権として取扱われ転売されることのないきよう厳重に取締ること。
- 二、公共工事の運営を阻害せしめざるは勿論、自家消費用及び農家等

の季節的な砂利採取、又は経営規模の零細な業者の経営に支障なからしめるよう措置すること。

- 三、中小業者を圧迫することのないきよう配慮するとともに、その育成を図るため、資金の確保、協同化等を積極的に行進すること。
- 四、建設基礎資材としての砂利の重要性に鑑み、強力にその品質の向上と価格の低下を図ること。

砂利採取法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月十二日

参議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

砂利採取法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 砂利採取業(第三条・第十條)

第三章 砂利採取の許可等(第十一條・第十二條)

第四章 雑則(第十三條・第十七條)

第五章 罰則(第十八條・第二十一條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、砂利の採取の事業の健全な経営の基礎を確立するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もつて公

共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「砂利採取業」とは、販売の目的をもつて砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ)を採取する事業(国及び地方公共団体が行うものを除く)をい

い、「砂利採取業者」とは、砂利採取業を行う者をいい、「河川等」とは、砂利の採取又は採下が河川法(明治二十九年法律第七十一号)その他の法令(条例及び規則を含む)の規定に基き行政庁の許可を必要とする土地をいう。

第二章 砂利採取業

(公益の保持)

第三条 砂利採取業者は、砂利の採取に当つては、土地の掘さく又は砂利若しくは廃土のたい積により河川等の保全に障害を与え、若しくは公共の用に供する施設を破壊し、又は他の産業の利益を損じないよう努めなければならない。

(届出)

第四条 砂利採取業者(省令で定める業態のものを除く。以下この条、第七條及び第八條において同じ)は、砂利の採取に着手(休止後の再開を含む)したときは、省令で定める期間内に、その年月日、採取場の位置、採取の方法その他省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

2 砂利採取業者は、砂利の採取を休止し、又は廃止したときは、省令で定める期間内に、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(採取管理者)

第五条 砂利採取業者は、採取場ごとに、採取管理者を選任しなければならない。ただし、砂利採取業者が自ら採取管理者となることを妨げない。

第六条 採取管理者は、その採取場における砂利の採取に関する業務につき、第三条に規定する事項を管理するものとする。

2 採取管理者の職務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七条 砂利採取業者が採取管理者を選任し、又は解任したときは、省令で定める期間内に、省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。砂利採取業者が自ら採取管理者となり、又はこれをやめたときも、同様とする。

第八条 砂利採取業者は、採取管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を行わせるため、あらかじめ、代理者を選任し、省令で定めるところにより、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の代理者がその職務を行う場合には、この法律及びこの法律

に基く省令の規定の適用については、これを採取管理者とみなす。

(公益の保護)

第九条 通商産業局長は、河川等以外の土地の区域において、砂利の採取のための土地の掘さく又は砂利若しくは廃土のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、砂利採取業者に対し、その防止のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱業権者との協議)

第十条 砂利採取業者が行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することができる。

2 採石法第三十四條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

第三章 砂利採取の許可等

(砂利採取の許可方針)

第十一条 河川法その他の法令(条例及び規則を含む)の規定に基

き砂利採取業者に対し砂利の採取又は払下の許可をするに当つては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業の経営を考慮してこれをするものとする。

(採石権の設定区域及び存続期間の承認)

第十二条 砂利の採取が河川法及びこれに基づく命令(条例及び規則を含む)の規定に基づき行政庁の許可を要する土地について砂利の採取を目的とする採石権の設定を受けようとする者は、採石法第九条から第二十条までに規定する手続によつて設定する場合を除き、あらかじめ、当該採石権の設定区域及び存続期間について、当該行政庁の承認を受けなければならない。

第四章 雑則

(行為の効力)

第十三条 この法律の規定(第九条第二項及び第十条第二項において準用する採石法の規定を含む)によつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者か

らその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、その採取場所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第十五条 第十條第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定の申請をする者は、一件につき千円以内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(公示)

第十六条 通商産業局長は、その法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(異議の申立)

第十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章の規定は、前項の異議の申立に準用する。

第五章 罰則

第十八条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定による承認を受けずに採石権の設定を受けた者

三 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十一条 第七条又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

2 採石法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「岩石」の下に「及び砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)」を加える。

第七條中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加える。

第十條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業(砂利採取法(昭和三十年法律第 号)第二条に規定するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 砂利の採取を目的とする場合において、その土地が海浜地又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

第十條第二項中「保安林」を「河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十七條の規定に基づく命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八條の規定に基づく命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地、砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十條の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第

四十一條第一項の規定に基づき保安施設地区として指定された土地若しくは同法第四十四條において準用する同法第三十條の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地」に改める。

第十六條第一項第二号中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加え、同項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利」を、「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加え、同条第四項第一号及び第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

第二十九條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「又は採石業と一般公益」を、「採石業又は砂利採取業と一般公益」に改める。

森林法の一部を次のように改正する。

第九十一條第三項中「又は採石業」を、「採石業又は砂利採取業」に改める。

農地法の一部を次のように改正する。

第八十五條第二項中「又は採石業者」を、「採石業者又は砂利採取業者」に改める。

〔河野謙三君登壇、拍手〕

○河野謙三君 ただいま議題となりま
した砂利採取法案につきまして、商工
委員会における審査の経過並びに結果
を御報告申し上げます。

まず本法案の原案についてその骨
子をご簡単に申し上げます。本件
は、砂利採取事業の健全な経営を確保
するとともに、砂利採取と河川保全等
との調整をはかり、公共の福祉の増進
に寄与するために次の諸規定を設けて
おるのであります。

その第一は、河川法等の法令に基く
砂利の採取許可をする際には、業者の
経営の立場を考慮すべきであるという
訓示的規定を設けたことであります。
第二は、砂利の採取管理者を選任し、
砂利採取作業の直接監督に当らしめる
ということであります。第三は、河川
以外の一般の土地における砂利採取に
ついて、採石権の設定を認め、また通
産局長が公益保護のために必要な措置
を命ずることができるようになってお
るのであります。

本案は、去る第二十二国会に、衆議
院より当時の四派共同提案として提出
されましたものであります。全会一
致可決後、本院に送付して参ったもの
であります。当商工委員会といたしま
しては、審査に慎重を期するため、今日
に至るまで審査を継続して参つたので
あります。その間建設委員会とも連合
審査を行う等、その取扱いにきわめて
慎重を期したのであります。

審査の詳細は速記録に譲りますが、
本法案に対し、建設委員会より、本法
運用に際し、河川管理の権限尊重と、
砂利価格の抑制について特に留意すべ
きであるとの申し入れがございました
ことを申し上げておきます。

なお、本法案に対し、阿具根委員よ
り修正案が提出されました。修正理由
につきましては、これも速記録をごら
ん願いたいと存じますが、おもなる修
正点は次の三点でございます。

その第一は、本法の目的でございます
が、原案にございまして「経営の基礎
を確立する」とあるのを、「発達に資す
る」と改めたことであります。

第二点は、原案第五条の「採取管理
者」を「作業主任者」と改め、管理者とい
う名称からくる非妥当性を除去し、さ
らに、省令で定める小規模業者にあつ
ては、作業主任者の選任を必要としな
いことにし、もって小規模業者の保護
となるような修正をしたのであります
。

第三点は、原案第十一条の「砂利採
取の許可方針」につきまして、国の直
轄工事等の際に惹起される種々なる問
題を円滑に処理し得るよう、河川法
等の運用条件を、より具体的に明確に
するための修正等を行なつておるので
ございます。

以上をもつて討論に入りましたこと
ろ、まず河野委員より、次のごとき付
帯決議を付して修正案及び修正部分を

除く原案に賛成の意見を開陳したので
あります。付帯決議案は次の通りであ
ります。すなわち、

砂利採取法の施行に当り、政府は
次の諸点に留意し、万全の措置を講
じなければならぬ。

一、砂利の採取許可が一種の利権と
して取扱われ転売されることとな
きよう厳重に取締ること。

二、公共工事の運営を阻害せしめざ
るは勿論、自家消費用及び農家等
の季節的な砂利採取、又は経営規
模の零細な業者の経営に支障なか
らしめるよう措置すること。

三、中小業者を圧迫することのなき
よう配慮するとともに、その育成
を図るため、資金の確保、協同化
等を積極的に推進すること。

四、建設基礎資材としての砂利の重
要性に鑑み、強力にその品質の向
上と価格の低下を図ること。

以上であります。

次に藤田委員、中川委員より、それ
ぞれ阿具根委員提出の修正案、修正部
分を除く原案及び河野委員提出の付帯
決議案について、賛成の意見が開陳せ
られました。

かくて採決に入りましたところ、阿
具根委員提出の修正案及び修正部分を
除く原案につきまして、全会一致を
もつて修正議決すべきものと決定し、
河野委員提出の付帯決議案は、同じく
全会一致をもつて本委員会の決議とす

ることに決定した次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

本案全部を問題に供します。委員長
の報告は、修正議決報告でございます。
委員長報告の通り修正議決することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めま
す。よつて本案は、委員会修正通り議
決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了い
たしました。次会の議事日程は、決定
次第公報をもつて御通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時十四分散会

○本日の会議に付した案件

一、議員派遣の件
二、日程第一 原水爆の実験禁止に
関する決議案
三、日程第二 砂利採取法案

出席者は左の通り。

議長	河井 彌八君
副議長	重宗 雄三君
議員	上林 忠次君 片柳 眞吉君
	加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
	柏木 庫治君 奥 むめお君
	飯島連次郎君 井野 碩哉君

山川 良一君	森田 義衛君	森 八三二君	宮城タマヨ君
溝口 三郎君	八木 秀次君	三浦 辰雄君	廣瀬 久忠君
豊田 雅孝君	土田国太郎君	田村 文吉君	館 哲二君
竹下 豊次君	高瀬莊太郎君	島村 軍次君	佐藤 尚武君
河野 謙三君	小林 武治君	後藤 文夫君	岸 良一君
北 勝太郎君	松原 一彦君	西岡 ハル君	井上 清一君
伊能 芳雄君	佐藤清一郎君	酒井 利雄君	有馬 英二君
関根 久藏君	木村 守江君	武藤 常介君	岡田 信次君
中川 幸平君	寺本 廣作君	榎原 亨君	高橋進太郎君
一松 政二君	三浦 義男君	左藤 義詮君	石原幹市郎君
寺尾 豊君	鶴見 祐輔君	野村吉三郎君	泉山 三六君
津島 壽一君	吉米地義三君	石井 桂君	平林 太一君
西川弥平治君	白井 勇君	横山 フク君	長島 銀藏君
宮本 邦彦君	田中 啓一君	小龍 彬君	青山 正一君
紅露 みつ君	山本 米治君	劍木 亨弘君	宮田 重文君
横川 信夫君	松岡 平市君	平井 太郎君	川村 松助君
西郷吉之助君	祐一君		

昭和三十一年二月十日 参議院會議録第九号

松野 鶴平君	中川 以良君
吉野 信次君	黒川 武雄君
木村篤太郎君	久保 等君
加藤シヅエ君	安部キミ子君
岡 三郎君	海野 三朗君
河合 義一君	三木與吉郎君
永井純一郎君	上條 愛一君
井村 徳二君	島津 忠彦君
重政 庸徳君	東 隆君
安井 謙君	入交 太蔵君
川口爲之助君	赤松 常子君
深水 六郎君	木下 源吾君
井上 知治君	村尾 重雄君
須藤 五郎君	羽仁 五郎君
木村福八郎君	若木 勝蔵君
千田 正君	亀田 得治君
小林 孝平君	小林 亦治君
加瀬 完君	藤田 進君
湯山 勇君	田畑 金光君
大倉 精一君	永岡 光治君
阿具根 登君	天田 勝正君
松浦 清一君	秋山 長造君
棚橋 小虎君	羽生 三七君
松澤 兼人君	森下 政一君
内閣総理大臣	鳩山 一郎君
厚生 大臣	小林 英三君
内閣官房長官	根本龍太郎君
内閣官房副長官	松本 龍蔵君
外務政務次官	森下 國雄君
通商産業政務次官	川野 芳満君
通商産業省 輕工業局長	吉岡千代三君

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

發行所

東京都新宿区市谷大塚町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三三)一五五(電報)